



事業所の消防団活動への理解・協力について

地域防災室

○ 消防団について

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、地域で発生した火災に対応するだけでなく、東日本大震災をはじめとした地震や豪雨災害などの自然災害においても、住民の避難誘導や救助活動などに献身的に従事するなど、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在です。

しかしながら、過疎化、少子高齢化の進行、産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員数は年々減少し続け、令和2年4月1日現在で81万8,478人となっており、平成31年4月1日の団員数から13,504人減少し、地域における防災力の低下が懸念されています。

○ 消防団活動には事業所の協力が重要

消防団員に占める被雇用者の割合は、増加傾向にあり、平成31年4月1日現在で73.8%と平成30年4月1日時点(73.5%)から更に増加し、約7割で推移しています。

このため、地域の消防力を維持していくためには、就業時間中に発生した災害への団員の出動等について、事業所の消防団への理解や協力が非常に重要となっています。

○ 消防団協力事業所表示制度について

消防庁では、平成18年度から、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を設けています。

消防団活動への協力として、特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ることや、従業員の入団を積極的に推進する等の取組は、地域の防災体制の充実に資すると同時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献し、当該事業所の信頼の向上にもつながります。

令和2年4月1日現在、1,329市町村が本制度を導入し、消防団協力事業所数は、1万6,655事業所となっており、いずれも昨年より増加しています。

○ 地方公共団体による支援策

地方公共団体によっては、消防団協力事業所に対する減税措置や金融優遇措置等の支援を行っているところがあります。例えば、法人・個人事業税の減税（長野県、岐阜県、静岡県）や、活動資金融資の信用保証料割引（宮城県、福島県）等があります。

また、これらの支援策については、制度導入市町村数、交付事業所数と同様拡大傾向にあります。

○ 消防庁の取組

消防庁では、

- ・消防団協力事業所表示制度の未導入市町村に対する、制度導入の働きかけ
- ・消防団協力事業所に対する入札における優遇や税制優遇の全国への普及促進の働きかけ
- ・従業員の入団を積極的に推進するなど、消防団活動に特に深い理解があり、協力度の高い事業所に対する表彰
- ・消防団と事業所の連携・協力の優良事例の紹介
- ・経済団体や企業への働きかけ（従業員の入団促進や、勤務時間中の消防団活動への便宜・配慮、また複数の事業所を持つ企業等に対して、企業全体に対する表示制度の認定に関する働きかけなどを依頼）
- ・企業や大学等と連携した女性や若者をはじめとする消防団への加入促進の取組について、都道府県や市町村から提案を受け、先進事例を構築するための委託調査事業

などを実施し、消防団協力事業所制度の普及をはじめ、消防団活動に対する事業所の理解・協力が得られるよう取り組んでいます。

今後とも、これらの取組等を進め、消防団の充実強化を図っていきます。

制度導入市町村・交付事業所数推移



問合わせ先

消防庁国民保護・防災部 地域防災室 崎田
TEL: 03-5253-7561